

告 示

埼玉県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ブリオ三郷訪問看護ステーション	三郷市早稲田二一六一六メゾンドベール早稲田Ⅰ一三一	令和二年十一月一日